

東京金融賞2019「ESG投資部門」
事業者の募集にかかる募集要項

1 本事業の目的

東京都は、2017年11月に、東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くため、目指すべき都市像、今後実施していくべき具体的施策、構想実現に向けた体制等を取りまとめたものとして、「国際金融都市・東京」構想を策定し、国や民間等と連携しながら、金融の活性化に向けた取組を推進している。

東京金融賞は、この「国際金融都市・東京」構想の取組みの一つとして、都民のニーズや都政の課題解決に資する画期的な金融商品・サービスの開発・提供を行う金融事業者、持続可能な都市づくりに貢献するESG投資の普及を実践する金融事業者を表彰するものである。「東京金融賞」の創設・実施により、都民の利便性向上と金融の活性化を実現し、同時に国際金融都市としてのプレゼンスを向上させることを目的とする。

本募集要項は、東京金融賞「ESG投資部門」において、東京都が設定した都民のニーズ・課題に合致したESG投資の普及活動を実施する事業者の募集にかかるものである。

2 募集対象事業者

以下の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 東京都が設定したニーズや課題に合致したESG投資の普及活動を実施する国内外の金融事業者（フィンテック事業者を含む。）。なお、別途、東京金融賞「金融イノベーション部門」において応募している事業者については、本「ESG投資部門」に応募できないものとする。
- (2) 下記7の「参加規約」を遵守すること。
- (3) 法令等に違反して刑罰、許認可等取消し、金銭の納付等の処分を受けたことがなく、現時点においてそれらの処分を受けるおそれのある事実がないこと。
- (4) 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと。
- (5) 公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。
- (6) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、または将来においても行わないこと。
- (7) 政治活動、選挙運動、または、宗教活動を目的とする法人でないこと。
- (8) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

3 審査方法

審査委員会を設置し、東京都が設定した都民のニーズ・課題に合致するESG投資の普及活動を実施している事業者を審査のうえ選抜する。

4 表彰事業者数

3者程度（順位付けは行わない）

5 表彰式

上記3で選定された事業者は、2020年2月上旬に開催する表彰式において、東京都より表彰を行う。

6 本事業の日程等

以下の日程は予定であり、予告なく変更する場合がある。

- (1) 応募受付（2019年8月5日～9月27日）
- (2) 特に優れたESG投資の普及活動を実施する金融事業者の選定（2019年10月～11月）
- (3) 表彰式（受賞者の発表）（2020年2月上旬）

7 参加規約

表彰対象候補に選定された事業者は以下（1）及び（3）を遵守し、うち表彰対象に選定された事業者は合わせて（2）を遵守する。

(1) 最終審査会への参加及びプレゼンテーションの実施

・都内で開催する最終審査会（2019年11月下旬）には必ず参加のうえ、ESG投資の普及活動の内容をプレゼンテーションすること。

※特別な事情により審査会に来場できない対象事業者は事前に事務局まで連絡し、参加方法を調整すること。

(2) 表彰式への参加

ESG投資の普及活動を実施する責任者が必ず参加すること。

(3) その他

- ・上記2（2）～（8）に反する事実が判明した場合、及び、本事業に参加する事業者としてふさわしくないと東京都が判断する業務等を行っていることが判明し、東京都の聴取に対し適切な釈明がない場合には、表彰式後であっても選定及び表彰を取り消すことがある。
- ・審査に係る必要な情報提供、質問への回答等に応じ、円滑な審査業務の遂行に協力すること。
- ・渡航費、宿泊費、国内移動費、及び食費等に係る一切の費用は自己負担すること（但し、宿泊施設等に係る紹介は事務局が可能な範囲で提供する）。
- ・東京都のホームページでの事業者名及び事業者概要等の情報公開を承諾すること。

8 申込時の留意点

(1) 申込時に入力する個人情報の取扱いについて

以下を承諾すること。

- ・申込フォームに入力された個人情報は、本事業の目的の範囲内でのみ利用されること。
- ・応募事業者は、申込フォームに入力した個人情報の本人から、上記の利用についての同意を取得しておくこと。
- ・申込時に日本語以外の言語で登録した情報の一部情報については、東京都の委託を受けた事務局においてGoogle翻訳ツールを利用して日本語に翻訳するため、Googleに送信し一時的に保存されること。

※Google のデータ セキュリティの基本対策について詳しくは以下を参照のこと。

<https://www.google.com/about/datacenters/inside/data-security/index.html?hl=ja>

(2) EU域内に在住する個人のデータを入力する場合について

上記(1)に加えて以下の条件に同意すること。

- ・入力した個人データは日本に転送され、日本国内のサーバに保存される。日本は、欧州委員会からデータ保護の十分制の決定を受けていないが、申請者の個人データを適切に管理する。
- ・当該個人データの本人は、自らの個人データへのアクセス、不正確な個人データの修正、個人データのデータ加工に係る制限を要求できる。

※なお、東京都による個人データの取扱いに不満がある場合、EEA加盟国の監督機関に苦情申立てをすることができる。

※EU域内在住の個人データの本人が、個人データの使用および移転に関する上記の条件に明示的に同意していない場合は、当該個人データの入力を行わないこと。

(3) 表彰対象となった事業者は、本事業終了後も東京都の事業に可能な限り協力すること。

9 応募申込

応募を希望する事業者は、東京金融賞ウェブサイト上の申込フォームにアクセスの上、期日までに必要情報及び参加申込の確定を実施すること。

(1) 申込方法

- ・東京金融賞ウェブサイトより、事業者の申込フォームにアクセス

[\(申込フォームはこちら\)](#)

- ・申込フォームの入力欄に企業単位で必要情報を登録

- ・ ESG投資の普及に資する活動を取組単位で登録
- ・ 入力情報に誤りが無いことを確認の上、参加申込みを確定

(2) 提出期限

2019年9月27日（金）23時59分まで（日本時間）

(3) 選定等

申込締め切り後、審査委員会にて厳正に表彰対象事業者を選定し、2020年2月上旬の表彰式にて発表予定。なお、選考過程は一切公表しない。

東京金融賞に関する問い合わせ先
「東京金融賞2019」事務局
finaward@access2tokyo.com